

保

1984 年度

駿台史学会大会

研究発表要旨

1984年12月1日

駿台史学会

於 明治大学大学院南講堂

研究発表

- 天平期の知識と優婆塞（夷） 根本 誠二
清初における捐納制の展開と諸社会集団の動向について 山田 耕一
1357-58年のパリ市民蜂起とエティエンヌ・マルセル 近江 吉明
千葉県下総国分尼寺跡の調査 大村 直
わが国両大戦間期における鉄鋼業の立地展開 和田 一誠

特別講演

- 絶対王政末期イングランドの農村社会 渡辺 隆喜

天平期の知識と優婆塞・優婆夷

根 本 誠 二

優婆塞・優婆夷は、元来、仏教々団を構成する七衆（比丘・比丘尼・式叉摩那・沙弥・沙弥尼・優婆塞・優婆夷）の一つであり、比丘・比丘尼に隨る在家の仏教信仰者のことである。

『日本書紀』天武14年10月庚辰条に優婆塞益田直金鐘を見るのが初出である。彼は百濟僧法藏に隨い美濃国におもむき自求を煎ずることを命じられ、その功によって純綿布の様を賜ったとある。ついで『続日本紀』によれば、優婆塞については天平3年8月癸未条を初見として、同13年冬10月癸巳条、天平勝宝2年春正月丙辰条、及び天平宝字7年冬10月乙亥条の4例である。優婆夷については、天平3年8月癸未条のみである。以上のように史料的には優婆塞・優婆夷は、天平期に頻出しており、これらは全て行基及び彼の集団との関連が推定できる。すでに優婆塞・優婆夷については、多くの先学によって官得度を受け、官僧（官度僧）となるための資格をそなえた者のことであると指摘されている。『正倉院編年文書』所収の「優婆塞貢進文」の分析を中心とした先学の業績によって、以上の見解は定説となっているように思う。しかし、なにゆえ、優婆塞・優婆夷が『続日本紀』によれば天平期に頻出するのかについては十分な指摘がない。わたくしは、この点について先学の業績をふまえつつ、次のような試論をまとめた。即ち、行基と彼の集団の動向と、それに対する律令政府の対応策の変化が『続日本紀』（以下『続紀』とする）に優婆塞・優婆夷が一時期的に頻出することになったと考えた。

行基は、『続紀』天平勝宝元年2月丁酉条にみる卒伝によれば、出家得度してまもなく瑜伽師地論を學習し、その意味を解し修得していたという。このことより、養老年間以来の彼の集団は、この瑜伽師地論を所依の經典として出家在家の僧俗一体の集団を構成していた。それは瑜伽師地論の説く瑜伽菩薩戒によって僧俗を七衆に区分し整然とした擬似的な宗教々団として組織化されていた。彼らの活動は、主に畿内を中心として恭仁宮周辺地域をはじめとする諸所で、土木工事を主体として農民層に実利的な功徳を施した。これによって行基及び彼の集団（以下、行基集団とする）は、農民層に仏法への自覺を期待していった。

律令政府は、僧尼令などにあらわれた対仏教政策の原則からすれば、僧俗混淆して活動を開いた行基などを禁遏せねばならない。養老期においては、彼らは禁遏の対象でしかなかった。だが、養老七年の三世一身の法か出るに及んで、律令政府は農民層から一層の労働力を収授を期待する意図から、行基集団の農民層への組織力と動員力を無視しえなくなった。こうして彼らへの対応策も禁遏から公認へと変更していった。その第一段階として天平3年8月に行

基集団——行基は在家の仏教信仰者を七衆の一つである優婆塞・優婆夷と呼称したと考えられる——のうち男61才以上、女55才以上の者へ官得度の機会を与えた。いわば、律令政府は条件つきながら行基を公的な宗教者的一群として認めたのである。

第二段階が、天平13年10月の「畿内及諸国の優婆塞等」惣て750人への官得度の許可であった。750人の全てが、行基につき随ってきた人々であったかどうかは異論もある。しかし、行基は、この段階で単に巷間を浮遊し、土木工事によって農民層へ実利的な功徳を施すのみの存在ではなくなった。行基集団は、擬似的集団にせよ宗教々団として律令政府により無条件に公認された。公認というよりも律令政府が、行基集団を自らの体制に組み込んだと言うべきであろう。彼らは、律令政府により土木工事などの実利的な功徳を施す公的な布教集団として位置づけられた。彼らの実利的な布教によって農民層に耕作意欲を増大せんとしたのであった。

しかし、宗教者である行基は、律令政府の公認が、自らの集団を律する經典である瑜伽師地論を否定することを意味しなかったので、これには異論はなかった。行基自身、律令政府のこうした処遇に対して、何んら違和感はなく、ましてや抗弁する必要性も感じなかつたのではないかと思う。

第三段階が、天平15年10月に行基が大仏勧進職への就任であった。それは、紫香楽宮で開始された大仏造立事業を促進するために、その必要な労働力を農民層から引きだすためであった。行基が、勧進職に就任するということは、行基集団のなかでも優婆塞・優婆夷が大仏造立事業に参加することをも意味した。優婆塞・優婆夷にとって大仏造立事業に参加することは、師行基のもとで参加することであるから宗教的活動そのものとなった。そして、そこで彼らの労働意欲は、他をしのぐものであったろう。

こうした行基の勧進職就任と彼の集団の大仏造立事業への参加の意義とあり方は、同月15日に出された大仏造立の詔の内容を見ることによって、より一層具体的となろう。詔の一節に「是の知識に預かる者は懇に至誠を發」することを求めたり、「情願する人あらば」として、大仏造立事業に参加する者に律令政府が宗教心をことさら要求している点である。律令政府は大仏造立事業に参加するには、宗教的な発心をもって彼らのエネルギーを提供し協力すべしとしている。即ち、律令政府は大仏造立事業を一大知識結として、これに参加する者を全て知識衆と称して、ことさらなる労働力等の提供を促したのであった。それは、律令官人層はいうまでもなく農民層をも対象としていた。農民層からの労働力提供を促すには、行基と彼の集団が参加する意義は大きい。彼らは、前述のように僧俗一体となって、農民層を宗教的発心をなすにたる土木工事など実利的な功徳をもって布教を行ってきた。そして、一旦宗教的発心をした

農民層は、行基のもとで宗教的活動として土木工事などを行ない、他の農民層を布教する集団へと転化していったのではないか。ところが律令政府には、僧尼令にみるように僧俗混淆を統制する論理はあっても、僧俗一体となって一つの事業を推進する論理はなかった。律令政府は行基を大仏造立事業の勧進職に与えることによって、彼のもつ宗教的規範による僧俗一体となって事業を推進していくという論理を得たのではないか。

こうして行基は、勧進職に就任して大仏造立事業という知識結の頭主となった。そして彼につき随ってきた優婆塞・優婆夷は知識衆となった。これが、「知識優婆塞・優婆夷」であったのではないか。ここに行基が呼称した優婆塞・優婆夷は、大仏造立事業に参加する「知識優婆塞・優婆夷」として、「知識に預らむとする者」・「情願する者」の意として公的な存在意義を与えられたのである。彼らの存在は、大仏造立事業を中心とする天平期に造東大寺司管下の諸機関にみることができる。

天平17年に大仏造立事業が平城京の地に移ってからは、行基集団以外からも優婆塞・優婆夷が輩出した。それが、地方豪族が労働力寄進としておこなった「知識優婆塞・優婆夷」の貢進であった。こうして貢進された「知識優婆塞・優婆夷」が造東大寺司等の諸機関での労働奉仕をもって、下級官人となったり官得度を授けられる者が出ていた。これによって、「知識優婆塞・優婆夷」の貢進が、官人となる便法とされただけではなく、官得度を得るための便法と考えられるようになった。これは、それまで天平6年の官得度授与の条件に対応するかたちで提出されてきた「度者貢進文」の様式に変更をもたらした。それが、従来、先学によって指摘されてきた「優婆塞貢進解」の簡略化であった。

地方豪族層によって労働力寄進として行なわれた「知識優婆塞・優婆夷」の貢進は、優婆塞司で管理されることになった。労働奉仕の結果、出家得度の機会を与えられることになった「知識優婆塞・優婆夷」は、出家人試所で管理され、その宗教的資質を審査され、官得度の機会が与えられることになったのである。こうして、優婆塞・優婆夷の呼称は、在家の宗教者として公的に認められた存在であるとの認識を醸成していった。

こうした風潮を経て、民間の仏教信仰者は優婆塞・優婆夷を自称することによって、自らを公的な宗教者であるとの認識を周囲に求め、そして得ていった。その具体例が、天平期を中心とした時期の古写經、ことに知識写經にみる優婆塞・優婆夷であったのではないか。これが、元来、僧尼令によって厳に僧俗混淆を禁じていた奈良仏教が、民間に侵透していく端緒を形成したのではないか。

清初における捐納制の展開と 諸社会集団の動向について

山田耕一郎

一般的に言って捐納とは「人民をして銀を納めしめてこれに或る官職・資格又は優遇を与えることで、捐輸・捐官などともいふ」（加藤繁『支那經濟史考証』下、1953年、487頁）と考えられているが、その捐納についての研究は至って少ない。第一の理由は依拠すべき史料の乏しいことである。科挙の階梯を経て仕官することに信奉すべき価値を見出していた社会にあっては、捐納事例は常に「已ムヲ得ズシテ」開例されるものであった。その為に歴代の捐納事例の開例の事実は少なからず隠蔽され、その全貌を把握することは困難であるとされて来た。この事は清朝の入闈（順治元年、1644年）後から三藩の乱（康熙十二年～同二十年、1673年～1681年）に至る期間について特に言える。

また第二の理由としては、捐納制認識の視点の固定化が挙げられよう。清朝における既成階級とも言うべき文人たちの残した文集などには、捐納実官事例によって知縣などの実職を獲て苛斂誅求を恣にする捐納出身官僚を憤る文章が間間見られる。つまりそこでは専ら捐納によって実際の官職を獲る状況のみが問題にされており、それ以外の封典や虚銜（位階のみで実職を伴わないもの）を捐納する場合は視野に入っていない。この場合、憤っているのは一甲三名の進士を頂点とした科挙的価値観を信奉する者たちであり、そこでは捐納は社稷を傾ける悪政の象徴なのである。従来の研究もまたこの枠内を出ていない。そこでは同様に捐納実官事例とその影響について専ら問題にされ、また国家財政に占める捐納収入の割合の増大が、清朝の衰亡を示すものとして注目されて來たのであった。

言うまでもなくこれは捐納という歴史事実についての十全な認識とは言い難い。封典や虚銜の他、国子監の学生である監生、科挙の最初の試験である鄉試に応ずることのできる生員、官衙にあって実務をとる卑職の書吏といった資格についても捐納の対象とされたのである。しかもこれ等の捐納は捐納実官事例よりも頻繁に開例され、その影響も多岐にわたっている。

前近代の中国社会においては、官吏となることが貨殖のための捷徑であったが、それに劣るとはいえ監生、生員、書吏などの資格もまた貨殖活動に寄与するものであった。捐納は売買行為の一つであるが、それらの項目を内容とする捐納事例が数多く開かれたのも、結局買う側にとってそれが魅力ある買い物であったからである。

筆者は以上のことから、これまでの研究において顧みられなかった清初の捐納について纏め、買う側の動向を中心に捐納制を考えようとするものである。

本報告で言う社会集団とは捐納規定をめぐって、利害を同じくする為に類似の行動反応を予想し得る集団を意味する。具体的には、捐納資格の規定によって区分されたA（現任官員）、B（郷紳、進士、舉人、貢生）、C（監生、生員、俊秀）の各集団とし、また上記の三集団には含まれないが捐納報償規定にその存在が認められる書吏と、捐納資格規定にある富民とを便宜上、一括りにしてD集団とする。更に捐納制の外部にあって非合法的活動を行う棍徒をE集団とする。

捐納はこれら各集団の上昇運動を惹起した。A集団に向けての上昇運動では、康熙十六年（1677年）の段階で全国の知県の約半数近くが捐納出身者によって占められたと推測され、しかもこれは開例後三年で現出した結果なのである。また康熙二十九年（1690年）から同四十七年までの間には、A集団に加わる資格を持ちながら、定員過剰の為に集団外で足踏みしている者（候選者）が、1700余人から数万人へと十倍以上に膨れあがっている。そしてこれら膨大な数の候選者は、康熙年間の後半において、先用、先先用、即用にて任用するという新たな報償規定を設けた捐納事例に利用されることになった。

次にC集団はもともと上位のA・B両集団に較べて格段に数が多く、その経済的基盤も弱体であった。その性格を反映して、捐納をめぐってC集団独特の行動が見られる。まず上昇運動としての一例を挙げれば、三藩の乱期中、常州府無錫県において捐納生員規定に応じて生員となつた者が二百人近くであったが、それに対して正式に童試を経て生員となつた者は五人すぎなかつたという。この捐納出身監生、生員、俊秀の増大は、更に彼等が捐納を重ねて県学の教職などの実職を獲得することで、目に一丁字なき白丁が教職についているとして物議を醸すことになった。またCと下位集団であるD・Eとが結びついた行動を見ることができる。これは捐納の対象をより下位の社会集団に移せば移すほど、その捐納が強制的な徴募と判別し難くなるためである。その為にC・D両集団は捐助に名を借りた強制徴募に連帶して対抗した。またE集団は包攬の一環として、代って捐納物を納めることを請負っていた。このように捐納をめぐる諸社会集団の動向は、彼等を取り巻く同時代の状況と密接に呼応していたのである。

1357～58年のパリ市民蜂起とE・マルセル

近江吉明

最近、再び関心の高まった中世都市研究の大きな流れの一つとして、中世後期の都市内民衆蜂起を扱った研究がある。しかし、そのほとんどはいわゆる「ツンフト闘争」つまり、ドイツ各都市で頻発した都市「騒擾」に関するものである。これは、ドイツはいうまでもなく、他にも、例えばフランスの毛織物工業都市にみられた織工や梳毛工の都市政治への参加をめぐる戦いや、北部イタリア諸都市にみられた大アルティと小アルティの断え間ない社会闘争というような例が、フランスに余りないということに起因するといわれる。

そこで注目したのが、1357～58年のパリ市民蜂起である。この蜂起の性格については、すでに井上泰男氏が「初期ヴァロア朝の『政治危機』について」（『北大・人文科学論集』3号1964）の中で、政治史的視点からではあるがふれており、民衆蜂起としての側面より、むしろ「国王顧問会」や「三部会」の「改革」といったところを強調した結論を出している。

本報告では、レイモン・カズルやベルナール・シュヴァリエらの研究（Raymond Cazelles, "Les mouvements révolutionnaires du milieu du XIV^e siècle et le cycle de l'action politique", *Revue historique*, 228, 1962; Bernard Chevalier, "Corporations, conflits politiques et paix sociale en France aux XIV^e et XV^e siècle", *Revue historique*, 543, 1982）に依拠しつつ、この蜂起の内容と歴史的性格の確定をめざすつもりである。史料としては、F.T. Perrens, éd., *Histoire générale de Paris, Etienne Marcel, prévôt des marchands (1354～1358)*, Paris, 1874 にある、1357年3月3日のGrande ordonnance『大勅令』を中心に、1358年4月18日付『E・マルセルの摂政宛手紙』(Jacques d'Avout, *Le Meurtre d'Etienne Marcel, 31 Juillet 1358*, Paris, 1960, pp. 301～303)なども利用したい。従って、E・マルセル個人に関する情報に多く接するところから、彼の人物像を可能な限り再現することにも留意したい。また、M・モラ、Ph・ヴォルフ、G・フルカンらの仕事の結果、14世紀は'78～'83年の時期の方が「激しい社会騒動」「革命」の年月として重視される傾向にあるが、それ以前（第1期）の動きの典型として本蜂起をとらえ、フランス中世の民衆史研究の課題にも接近したいと考える。

さて、報告の順序は以下の通りである。

はじめに

1 研究史

2 蜂起経過とE・マルセル

3 蜂起の内容をめぐって

(1) 政治史上の諸問題

(2) 民衆史上の諸問題

(3) 民衆蜂起史上の諸問題

4 E・マルセルの意図と役割

おわりに

「蜂起経過とE・マルセル」では、主に *Jacques d'Avout, op, cit.* に依拠しつつ、経過を出来る限り明らかにして、*Siméon Luce, La France pendant la guerre de Cent ans, I, Paris, 1892* などから、E・マルセルの1357年までの動きを洗い出し、パリ市の権力構造上における彼の立場をはっきりさせたい。

「蜂起の内容をめぐって」は、先に提示した史料分析であるが、問題が多岐にわたっているので、三つの側面から迫っていこうと考えている。まず、「政治史上の諸問題」においては、R・カズルや井上泰男氏の研究成果を意識しながら、国王顧問会と三部会との関係を軸に、その争点をクローズアップさせて蜂起の政治的位置を確認したい。次の「民衆史上の諸問題」は、高橋清徳氏が手がけているパリの同業組合に関する研究（高橋「中世フランスにおける同業組合の管理・運営組織——パリ同業組合規約の資料的研究——」<『千葉大法経研究』14号 1983>）に学びつつ、パリ民衆——手工業者・商人——の動きと社会意識を抽出したいと考えている。第三には、「民衆蜂起史上の諸問題」として、民衆蜂起研究の視点からみるとどうなるかを問題にしたい。B・シュヴァリエ、G・フルカンらの説を踏まえて整理していく。

「E・マルセルの意図と役割」は本報告の事実上のまとめを目的として位置付けてみたい、

M E M O

わが国両大戦間期における鉄鋼業の立地展開

和 田 一 誠

製造業の立地を検討する際、経済学の一分野としての経済立地論、特に工業立地論の提示するモデルによって説明する事が従来試みられて来た。しかし地理学の側からは、地域の実態を踏まえて、工業立地論の有効性に疑問が持たれ、とりわけその依つて立つ前提条件の非現実性が批判の対象とされて来た。そこで本報告では、工業立地論の実証性を高めようとする立場から、より現実的な前提条件と視点とを提出する事を試みる。また、その実証的事例は、我が国の大戦間期における鉄鋼業を素材にして提示される。

従来、工業立地論では一企業一工場の経営単位が前提とされ、しかも、ある一定の地域における先駆的企業の新規立地を考察の対象として来た。しかし、現実的には主要企業は複数工場を操業するのが通例であり、また、既存工場の立地条件が有利性を失った際の立地適応過程はこれまで等閑視されて来た。更に、従来の立地論がある特定の立地条件に適合した立地点的一般的な決定過程に着目したのに対し、むしろ特定の立地条件それ自体が選好される過程が着目される必要がある。

さて、一企業複数工場の経営においては個別工場から意思決定機能が引きあげられ、企業のレベルに集約されるため、企業分析論的視点が不可欠となる。同時に、個別工場の持つ立地条件については企業全体への貢献という観点から読み替える必要がある。

また、重化学工業においては莫大な資本を空間的・時間的に固着化させる事が避け難く、その立地時期により異なる立地有利性を基に立地した企業が併存する事になるため、企業間競争を通じて形成される複数工場企業は複数立地条件企業となる。この企業行動の動機として、一企業一立地条件の桎梏の克服と、社会的分業の反映としての地域間分業の私的企業による内部化とが検討される必要がある。

具体的には、これら一連の企業行動はトラストによって実現される。そこで本報告では、トラストそれ自体を立地変動・立地適応の内在的要因としてとらえつつ、冒頭で述べた点について考察する事になる。

研究対象とした大戦間期は、今日存在する主要企業が確立した時期にあたり、応汎にトラストが行なわれた事が知られている。また、とりわけ鉄鋼業については、原料地と市場地との区分が（殖民地を含めて）明確であり、日本製鉄の設立を経験しているという点からも研究対象として適切であると考えた。

千葉県下総国分尼寺跡の調査

大 村 直

下総国の国府・国分二寺が、現在の市川市に置かれていたことは、『和名類聚抄』の記載や地名から古くより周知されていた。尼寺跡に関して具体的には、1932年（昭和7年）の平野元三郎氏、滝口宏氏の発掘調査によって、旧国分村字庚申前通称昔堂の地から、「尼寺」銘の墨書き土器などが出土したことにより、確定されている。

この尼寺跡に対する面的な発掘調査は、1967年に、主要な対象として実施され、この結果金堂・講堂の各基壇が検出された。また、1972年、1975年、1980年には、伽藍北辺部において、学校用地の整地、校舎建設に伴う事前調査が行われ、33軒の堅穴住居跡などとともに、寺地を区画すると考えられる溝が検出された。

市立市川考古博物館では、かねてより市内における基礎資料の収集を目的として、下総国分僧寺跡の寺域確認調査を計画していたが、尼寺北辺部における成果をうけ、尼寺跡の寺域及び付属施設の調査を優先的に実施することとし、1982年度より発掘調査を行っている。

調査の概要

現在、尼寺跡は、伽藍中心部が公園として整備されているものの、その周囲は、1967年の調査当時においてすでに宅地化が進行していた。今回の調査においても、調査可能範囲は限られまた全面的な調査は、宅地化に対する歯止めを失うことにもなりかねない状況であるため、小範囲の調査に終始することとなった。調査は、4年次にわたって計画されているが、現年度までに、3次の調査が終了している。第1年次（1982年）の調査は、寺域範囲の確認を目的として実施され、東南部における区画溝を検出した。第2年次（1983年）は、金堂・講堂東側において回廊の確認調査を行い、伽藍地を区画する溝を検出した。第3年次（1984年）は、この溝の内側を精査し、溝に対応して連続する掘立柱列を確認した。また講堂北側において、伽藍地を区画する溝・掘立柱列、及びその北方より別の掘立柱列を検出した。後者は、全体が明らかではないが、建物跡とするならば、その位置関係から尼坊と推定される。以上の調査においてに堅穴住居跡2軒、掘立柱建物跡と考えられる柱列2棟、土壙などが確認されている。

構造と変遷

国分尼寺は、本来多様な施設から構成されることはいうまでもないが、現状では、その一部が明らかになったにすぎない。

外郭施設については、溝のみであり、築地その他の施設は確認されてはいない。西辺部に關

しては未確認であるが、寺地は方形の区画ではなく、ほぼ中軸線に平行する東限溝に対して、南北に開く南・北寺域区画溝が接続する。その規模は、金堂・講堂の心々距離33m（110尺）を基数とし、中軸線上において金堂中心より南北へ165m（550尺）、南北分割線上金堂中心より東へ99m（330尺）を測る。この寺域溝は、明確な掘り直しが認められず、北辺部では、出土土器より8世紀後半にはほぼ埋没したことが想定される。これにかわる区画施設は確認されていない。

伽藍地を区画する「回溝」は、明確には1回の掘り直しがみられる、Ⅰ期（便宜的に呼称する）は、金堂中心より南へ33m（110尺）、北へ60m（200尺）に南北の区画溝が認められる。東側については、Ⅱ期の区画溝と位置において対応するものと考えられ、中軸線より33m（110尺）を測る。回溝内側の柱立柱列は、この段階の回溝に対応する。Ⅱ期の回溝は、規模も大きく、その範囲も南北に拡張されている。Ⅰ期の回溝は、出土土器から9世紀前半には機能の低下が明らかとなり、これと前後して掘り直されたものと考えられる。11～12世紀には、その北溝上面に堅穴住居がつくられている。Ⅱ期の回溝も、これと重複する土壙の出土土器より、10世紀後半にはほぼ埋没したものと考えられる。

現状では、全体的な諸施設の変遷は明らかにできないが、建て替えの明らかな講堂、あるいは尼坊の変遷、軒先瓦の編年など、相互の年代的関係を明らかにしていく必要がある。尼寺と考えられる掘立柱列は、5時期の建て替えがみられるが、その構造、他の施設との対応性は不明である。また、現在までに当初の寺域内に12軒の堅穴住居跡が検出されている。現状では雑舎の把握がなされていないが、これらの中で創建期に溯るものは確認されていない。8世紀以降国分二寺北方に展開する集落との関連性も今後の課題であろう。

M E M O

絶対王政末期 イングランドの農村社会

渡辺階喜

封建制から資本制への移行をめぐる二つの型の問題は、当該時期の研究の上で大きな指針となっている。遅れた型の日本を考える場合、典型的先進国イギリスの、とくにイングランド農村の移行のあり方は、理論的には比較すべき対象型であり、現実的には理論型成立の実態としてつねづね興味のあるところであった。最近ではこのような西欧中心史観に反省がさけばれ、新しい世界史像の構成が要請されているとはいえ、依然としてイギリス中心の資本主義発展史が世界史の重要な部分を占めていることは否定できない事実である。

ところでイギリス資本主義形成の理論も長い研究史の蓄積から、かつてわれわれ自身がイメージしたようなヨーマン中心の中産者の生産者層の資本主義発展のコースが否定され、かわってジェントリイ中心に、しかも都市と農村、中央と地方とを基軸に研究が進展しているように思われる。地方ジェントリイのあり方をめぐる分析は最近の研究の中核となしている。

今回、イングランド農村の実態の一部に触れる機会があったので、上記の動向をふまえて見聞するところを報告する。対象とする地域はノッティンガムシャーのラックストンである。ラックストンは世界唯一の中世的農業方式のオープン・フィールド（開放耕地制）、つまり三圃制農業の残存した地域であり、中世的化石の村、天然記念的集落ともいわれている。この地のスチュアート王朝期の農村事情を報告することによって、いわれるところの「化石村落」の変化を考えてみたい。

M E M O